

家畜衛生だより

農場の消毒を実施してください！

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生リスクが高まっていることから、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒実施の命令が告示されました。

【告示の概要】

目的：高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

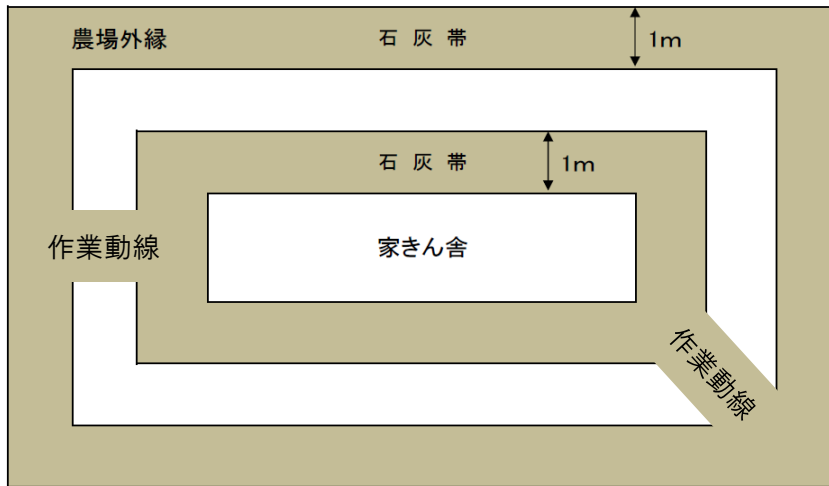
対象：家きんを飼養する農場

実施期日：令和3年12月8日(水)～令和4年5月9日(月)

消毒方法：農場および家きん舎周囲に消石灰を散布する
(同等の効果が認められる方法への代替も可)

家きん飼養者の皆様におかれましては、下記の消石灰散布による消毒方法に従い、消毒の実施をお願いいたします。消毒作業が終了したら、家畜保健衛生所まで連絡してください。

消石灰散布による農場及び家きん舎の消毒方法



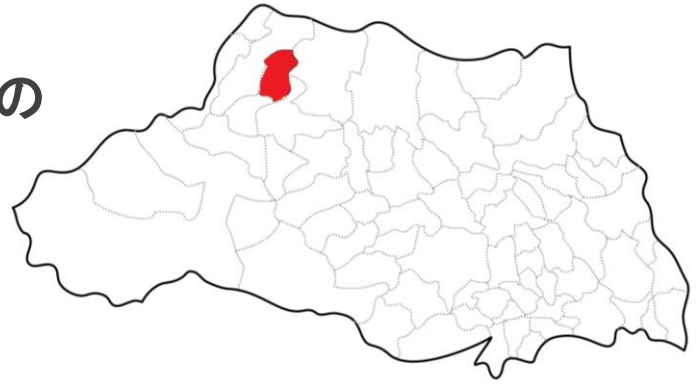
←色付部分に石灰を散布

- 農場外縁の内側、家きん舎周囲、作業動線を少なくとも1m以上にわたる範囲で地面が白く覆われるように均一に石灰を散布する。
- 肥料散布機や塵取り、スコップを用いて1㎡当たり1kgを目安に散布する。
- 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなる。
- 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。



毎月の飼養衛生管理基準自己点検の実施もよろしくお願ひします。
遵守できていない項目は改善に努めましょう！

県内で発生した 高病原性鳥インフルエンザの 対応状況について



【発生農場の概要】

農場の所在地：児玉郡美里町

飼養羽数：15,692羽（採卵鶏）

【対応状況】

(1)発生農場

- ・飼養鶏の殺処分：12月8日終了
- ・汚染物品等の埋却及び消毒作業：12月11日完了

(2)周辺農場

- ・発生農場から半径3km圏内の区域で移動制限を実施。移動制限区域内のすべての家きん飼養農場を対象に発生状況確認検査を実施し、陰性を確認。
- ・発生農場から半径3～10km圏内の区域で搬出制限を実施。

(3)消毒ポイント

- ・制限区域境界付近に消毒ポイントを4か所設置し、畜産関係車両を消毒。

(4)県内の家きん農場

- ・発生連絡および異状がないことを確認。農場の消毒命令を告示。

(5)野鳥監視強化

- ・発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

【今後の予定】

(1)周辺農場

- ・防疫措置完了から10日経過後に清浄性確認検査を実施。すべての農場で陰性が確認されれば、搬出制限が解除。（12月27日予定）
- ・移動制限は令和4年1月2日午前0時に解除予定。

(2)消毒ポイント

- ・移動制限解除とともに閉鎖。



熊本県、千葉県、青森県など全国で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、リスクが高い状況が続いています。1日の家きんの死亡率が過去3週間の平均死亡率の2倍以上となったり、産卵率の低下や元気消失等の異状が複数羽で見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください！